

鳥取縣公報

昭和二十二年六月五日
木曜日

水書ノ大キサハ國定規格。△印

條例

附則

この條例は、公聴の日からこれを施行する。

○鳥取縣條例第十六號

副出納長、選舉管理委員會書記及び監査委員書記の定數
條例を次のように定める。

昭和二十二年六月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

副出納長、選舉管理委員會書記及び

監査委員書記の定數條例

第一條 地方自治法の規定による副出納長、選舉管理委員會書記及び監査委員書記の定數を次のように定める。

副出納長 一人

選舉管理委員會書記 一人

監査委員會書記 一人

選舉管理委員會書記につきては、必要に應じ臨時に若干
額を定めることができる。

選舉管理委員會書記につきては、必要に應じ臨時に若干
額を定めることができる。

第三款

前二條の外、賃費辨償支給に關しては、鳥取縣

常任委員會の相談に應じ公聴會に參加した者に對する。

卷之十二

第三編機械物理學

三

事、月額	八、〇〇〇圓	副 出、納、長、同	六、〇〇〇圓以内	
監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内	
第三條 縣會の書記長及び書記、選舉管理委員會書記、監査委員書記の給料は別表の額による。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
第四條 紙料の支給方法については、官吏俸給令を準用する。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
第五條 旅費は左の各號の定めるところにより、鳥取縣旅費規則を準用する。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
一、知事及副知事は一級官吏に支給する額。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
二、出納長、副出納長、監査委員及び縣會書記長は二級官吏に支給する額。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
附 則	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
第一條 この條例は昭和十二年五月三日からこれを適用する。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
三、縣會書記、選舉管理委員會書記及び監査委員書記は三級官吏に支給する額。	監、查、委、員、同	四、五〇〇圓以内	監、查、委、員、同	三、五〇〇圓以内
十五同	八百五十圓	十五同	九百圓	
十四同	八百圓	十四同	八百圓	
十三同	七百五十圓	十三同	七百圓	
十二同	六百六十圓	十二同	六百圓	
十一同	五百四十四圓	十一同	五百四十四圓	
十同	五百八十八圓	十同	五百八十八圓	
九同	五百六十六圓	九同	五百六十六圓	
八同	五百四十四圓	八同	五百四十四圓	
七同	五百二十二圓	七同	五百二十二圓	
六同	五百零九圓	六同	五百零九圓	
五同	四百六十九圓	五同	四百六十九圓	
四同	三百九十九圓	四同	三百九十九圓	
三同	三百六十九圓	三同	三百六十九圓	
二同	三百三十九圓	二同	三百三十九圓	
一、同	三百零九圓	一、同	三百零九圓	
千五百圓	千五百圓	千五百圓	千五百圓	
千七百圓	千七百圓	千七百圓	千七百圓	
千九百圓	千九百圓	千九百圓	千九百圓	
二千圓	二千圓	二千圓	二千圓	

嘉和二十二年六月五日印刷

昭和四年四月十五日

烏石縣城東口

5